

(5) 共生型、緩和型サービスの指定基準等

①共生型サービスの指定基準等

★ 対象サービス … 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護

ア 共生型サービスとは

共生型サービスは、介護保険または障害福祉のいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくするために創設されました。これにより、障害のある方が65歳以上になっても使い慣れた事業所において介護保険サービスを利用できるようになりました。対象サービスは次のとおりです。

障害福祉サービス等	介護保険サービス (※)
居宅介護 重度訪問介護	訪問介護
生活介護 自立訓練 児童発達支援 放課後等デイサービス	通所介護 地域密着型通所介護
短期入所	(介護予防) 短期入所生活介護

※本市における訪問介護相当サービスおよび通所介護相当サービスに「共生型サービスを参考としたサービス」は創設していません。

イ 指定基準等

共生型の介護保険サービスにかかる指定基準について、人員基準・設備基準は、障害者総合支援法・児童福祉法における指定基準等に準じた規定となっており、障害福祉制度における指定を受けた事業所であれば、共生型サービスの指定を受けることができます。

(例) 障害福祉サービスの「生活介護」の指定を受けている事業所が、新たに介護保険の「通所介護」を受ける場合

人員基準	生活介護（障害）の人員基準 ただし、管理者は通所介護（介護）の基準
設備基準	生活介護（障害）の設備基準
運営基準	通所介護（介護）の基準
利用定員	生活介護（障害）と通所介護の利用者数の合計数
基本報酬	介護報酬×93/100
その他	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護（障害）及び通所介護（介護）の利用者が同じ場所で同時にサービス提供を受ける。 生活介護（障害）が廃止になると、通所介護（介護）も廃止。

ウ 指定相談・受付窓口

既に指定を受けているサービス事業	障害福祉サービス事業	介護保険サービス事業
新規に共生型として指定を受けるサービス事業	介護保険サービス事業	障害福祉サービス事業
相談及び指定申請窓口	静岡市介護保険課 市役所 14 階 電話：054-221-1088 054-221-1377	静岡市障害者支援推進課 市役所 15 階 電話：054-221-1098
市内指定数 (令和8年4月1日現在)	通所介護 4 事業所 訪問介護 4 事業所	生活介護 5 事業所 短期入所 3 事業所 居宅介護 1 事業所 重度訪問介護 1 事業所

②総合事業の緩和型サービスの内容、指定基準等

★ 対象サービス … 生活援助型訪問サービス、運動型通所サービス、サロン型通所サービス

緩和型サービス（生活援助型訪問サービス、運動型通所サービス、サロン型通所サービス）は、現行相当サービス（訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス）よりも人員等の基準を緩和し、生活援助に特化した訪問サービスや短時間の通所サービスを提供します。現行相当サービスとの違いを理解し、利用者のニーズに沿ったサービスを選択いただくようお願いいたします。

ア 生活援助型訪問サービス

(令和8年4月1日現在)

	訪問介護相当サービス	生活援助型訪問サービス
市内指定数	132 事業所	9 事業所
サービス内容	身体介護、生活援助	生活援助
利用対象者 (事業対象者、要支援1・2)	○自立のために、身体介護のみ又は身体介護と生活援助の一体的なサービスの提供が必要な方 ○身体機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な方	○身体介護の必要はないが、自力で家事等の一部を行うことが困難な方
人員基準	○管理者：常勤・専従1人 ○訪問介護員：常勤換算2.5以上 ○サービス提供責任者：常勤の訪	○管理者：専従1人 ○従事者：1人以上 ○訪問事業責任者：1人以上

	問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上	
報酬 (1 月につき)	週 1 回程度：1,176 単位 週 2 回程度：2,349 単位 週 2 回を超える程度 (要支援 2 のみ) ：3,727 単位	週 1 回程度：823 単位 週 2 回程度：1,644 単位 週 2 回を超える程度 (要支援 2 のみ) ：2,608 単位

イ 運動型通所サービス、サロン型通所サービス

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

	通所介護 相当サービス	運動型 通所サービス	サロン型 通所サービス
市内指定数	271 事業所	9 事業所	1 事業所
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス・運動・フィットネス 等	ミニデイサービス・体操・レクリエーション 等
利用対象者 (事業対象者、 要支援 1・2)	○身体機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な方 ○自宅での入浴、食事に不安があり見守りが必要な方	○身体介護の必要がなく、簡易な運動プログラムにより、運動器機能の維持・向上が見込まれる方 ○短時間で集中して運動をしたい方	○身体介護の必要がなく、体操やレクリエーション等のサービスを必要とする方 ○閉じこもりを防止したい方
プログラム (例)	【サービス提供時間】 9:00~16:00 (7 時間) ① 8:55 送迎 体温・血圧・体調確認 ② 9:00~10:00 レクリエーション・体操 ③ 10:00~10:30 入浴 ④ 10:30~12:00 脳トレ ⑤ 12:00~13:30 昼食・休憩 ⑥ 13:30~16:00	【サービス提供時間】 10:00~12:00 (2 時間) ① 9:55 送迎 (※) 体温・血圧・体調確認 ② 10:00~10:30 全体体操 ③ 10:30~11:30 個別のマシントレーニング ④ 11:30~12:00 でんでん体操 ⑤ 12:05 送迎 (※) ※送迎をする場合は実費 相当の送迎代を請求	【サービス提供時間】 10:00~12:00 (2 時間) ① 9:55 送迎 (※) 体温・血圧・体調確認 ② 10:00~10:30 全体体操 ③ 10:30~11:30 レクリエーション ④ 11:30~12:00 でんでん体操 ⑤ 12:05 送迎 (※) ※送迎をする場合は実費 相当の送迎代を請求可

	レクリエーション・体操 ⑦16:05 送迎	※いずれも提供時間は 1回当たり120分以上	※いずれも提供時間は 1回当たり120分以上
人員基準	○管理者： 常勤・専従1人 ○生活相談員： 専従1以上 ○介護職員： ～15人 専従1以上 15人～利用者1人に 専従0.2以上 ※生活相談員・介護職 員の1以上は常勤 ○機能訓練指導員： 1以上 ○看護職員： 専従1以上	○管理者： 専従1人 ○従事者： ～15人 専従1以上 15人～利用者1人に 専従0.1以上 ○機能訓練指導員： 1以上	○管理者： 専従1人 ○従事者： ～15人 専従1以上 15人～利用者1人に 専従0.1以上
報酬 (1月につき)	○週1回程度利用(要 支援1・事業対象者)： 1,798単位 ○週2回程度利用(要 支援2)：3,621単位	○週1回程度利用(要 支援1・事業対象者)： 1,438単位 ○週2回程度利用(要 支援2)：2,896単位	○週1回程度利用(要 支援1・事業対象者)： 1,258単位 ○週2回程度利用(要 支援2)：2,534単位

ウ 指定相談・受付窓口

静岡市役所 14階 介護保険課 事業者指導第2係 (電話：054-221-1377)

申請書類及び要綱・基準については、市HPをご確認ください。

URL⇒<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s002991.html>